

# 公 示

## 特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、笠松町及び岐南町における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年10月16日

岐阜県知事 古田 肇

町 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
笠松町	令和6年 11月26日 (火)	午前10時から 午後3時まで	笠松町役場 (笠松町司町1)	笠松町 全 域
岐南町	11月27日 (水)	午前10時から 午後3時まで	岐南町中央公民館（講堂） (岐南町八剣7-107)	岐南町 全 域